

障害者自立支援調査研究プロジェクト資料

- 1 障害者自立支援調査研究プロジェクト事業概要 P 1 ~ P 2
- 2 障害者自立支援調査研究プロジェクトの事務の流れ P 3 ~ P 4
- 3 障害保健福祉推進事業実施要綱 P 5 ~ P 8
- 4 障害者自立支援調査研究プロジェクト協議要項 P 9 ~ P 3 2
- 5 障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会運営要綱 P 3 3
- 6 事業の採択について（採択基準） P 3 4 ~ P 3 6
- 7 内示添付の事務連絡 P 3 7 ~ P 4 0
- 8 追加事務連絡 P 4 1 ~ P 4 5
- 9 事業実績報告書様式 P 4 6 ~ P 5 7
- 1 0 実績確認現地調査について P 5 8 ~ P 5 9
- 1 1 障害者自立支援調査研究プロジェクトに係る改善策 P 6 0
- 1 2 参考
 - ・ 社会福祉推進事業実施要綱 P 6 1 ~ P 6 2
 - ・ 社会福祉推進事業評価委員会設置要綱 P 6 3 ~ P 6 4
 - ・ 老人保健健康増進等事業実施要綱 P 6 5 ~ P 6 7
 - ・ 老人保健健康増進等事業評価委員会運営要綱 P 6 8 ~ P 6 9
 - ・ 厚生労働科学研究費のあらまし P 7 0 ~ P 7 7

障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト事業)概要

- 障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を図り、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。
- そのため、厚生労働省では、そのような障害者の自立支援の充実のための、先駆的・革新的事業に係る調査研究事業に対して所要の助成を行うこととしている。

1 事業創設年度

平成18年度

2 事業の目的

障害者自立支援の充実のための先駆的、革新的なモデル事業等に対して所要の助成を行い、障害者に対する障害福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

3 事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)
- ② 厚生労働省所管の公益法人等及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体(民間団体)

4 補助の対象事業(例:平成21年度の募集テーマ)

| テーマ番号 | テーマ名称 |
|-------|--|
| 1 | 今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業 |
| 2 | 障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業 |
| 3 | 障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業 |
| 4 | 就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業 |
| 5 | 障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業 |
| 6 | 障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業 |
| 7 | 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業 |
| 8 | 適切な福祉用具(支援機器)の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業 |
| 9 | 障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業 |
| 10 | 地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業 |

5 補助額等

- ① 予 算 額:平成21年度:13億円
(H18年度:5億、H19年度:25億、H20年度:25億)
- ② 補助上限額:平成21年度:15,000千円
(H18年度～20年度:20,000千円)
- ③ 補助率:10/10
- ④ 補助対象経費:報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等

6 事業採択の方法

有識者等による「障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会」において採択すべき提案を検討し、その結果に基づき事業採択を行う。

7 過去4年間の採択状況

| 年度 | 項目 | 申請件数 | 採択件数 | 内示額 |
|--------|-------|------|------|-------------|
| 平成18年度 | | 226件 | 80件 | 597,030千円 |
| | 第1次募集 | 137件 | 48件 | 397,000千円 |
| | 第2次募集 | 88件 | 31件 | 184,950千円 |
| | 第3次採択 | 1件 | 1件 | 15,080千円 |
| 平成19年度 | | 318件 | 183件 | 1,813,400千円 |
| | 第1次募集 | 284件 | 159件 | 1,568,400千円 |
| | 第2次募集 | 32件 | 22件 | 170,700千円 |
| | 第3次採択 | 2件 | 2件 | 74,300千円 |
| 平成20年度 | | 291件 | 167件 | 1,803,600千円 |
| | 第1次募集 | 276件 | 159件 | 1,700,000千円 |
| | 第2次採択 | 15件 | 8件 | 103,600千円 |
| 平成21年度 | | 233件 | 113件 | 1,009,100千円 |
| | 第1次募集 | 232件 | 112件 | 997,100千円 |
| | 第2次採択 | 1件 | 1件 | 12,000千円 |

障害者自立支援調査研究プロジェクトの事務の流れ

- 募集テーマの選定 1月～2月
 - ・企画課が、次年度のテーマについて、各課へ募集の照会を行う。
 - ・各課はそれぞれ課題となっている事項を検討してテーマ案を選定

- HPで公募 2月～3月
 - ・協議要項等（テーマ、対象経費、限度額注意事項、提出書類等を記載）をホームページに掲載して公募する。
 - ・3月末までに補助を希望する団体から協議書が提出される。

- 採点・審査 4月～6月
 - ・検討会の構成員を選定する（単年度で選定）。
 - ・検討会は、20年度からは、学識経験者5人、地方公共団体1人、障害保健福祉部課長4人の10名で構成。
 - ・事務局（企画課自治体支援係）は、提出された協議書類をテーマ毎に選別し、採点のためのリスト作成、印刷等の準備を行う。
 - ・採点は、学識経験者等の専門分野を考慮し、ひとつのテーマに対して、2人の学識と2人の厚労省職員が担当する。
 - ・採点は、検討会前に半月以上の期間をとって、それぞれの委員に採点基準に基づき採点してもらい、事務局で集計する。

- 検討会の開催 6月
 - ・事務局において、構成員からの採点結果を集計し、予算を勘案し採択ライン（案）を作成する。
 - ・構成員の特記事項等を整理し、検討会用の一覧表に整理する。
 - ・検討会を開催し、採択ラインを決定し、各団体の得点や特記事項を確認し、全体としての課題、整理事項等を検討、調整し、採択団体を決定する。

- 内示 6月
 - ・検討会の結果を踏まえ、評価点による査定率（20年度：70～95%）と個別の不必要な経費を差し引いて交付額を算定し、内示する。（事実上の補助金額の決定）

＜2次採択を行う場合＞ 20年度の例

- テーマの選定 7～8月
 - ・各課に緊要度の高い事業について照会し、とりまとめ。
- テーマ及び実施団体の決定 9月
 - ・各課の担当者にヒアリングを行い、事務局において緊急性・必要性・実施団体の選定方法等に着眼して採点し、高得点のもとから採択
- 内示 10月
 - ・各団体に申請書の提出を依頼し、内示
- 交付申請 10月
 - ・当補助金は、地域生活支援事業補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱の対象事業として実施しており、対象事業全体が決まってからの要綱制定となるため、申請・決定等がこの時期となる。
- 交付決定・概算払 11～12月
 - ・辞退しない限りは、内示額と同様の申請が行われ、概算払いを行う。
- 実績報告 翌4月
 - ・単年度の事業となるため、3月末までに事業を終了し、4月10日までに成果品を含め、事業実績報告書を提出させる。(決算書は見込み書抄本)
- 額の確定 翌9月
 - ・新年度の内示後を目安(6月)として、前年度の実績報告を審査する。
 - ・不要額は当然返還となるが、他にも実績報告において、不適切と思われる経費の支出があった場合は、事情を伺い、追加の書類を提出させたり、場合によっては、領収書の原本を送付させたり、実地に調査を行う。
 - ・全団体の調査終了後確定し、不要額がある団体には返還を請求する。

障害者保健福祉推進事業実施要綱

(平成21年4月 1日制定)

(平成21年5月29日一部改正)

1. 目的

本事業は、障害者の自立支援の充実のため、地域における障害者保健福祉に関する工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業及びマーケットが小さい等の理由で開発が進んでいない支援機器や技術を開発することを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体
- (3) 国内の試験研究機関等に所属する研究者及び厚生労働大臣が適当と認めた者

3. 対象事業

- (1) 別添1の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」として実施する調査研究事業
- (2) 別添2の「障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト」として実施する研究開発事業

4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

5. 協議

事業の実施を希望する者は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に協議するものとする。

(別添 1)

「障害者自立支援調査研究プロジェクト」について

1. 事業の趣旨

障害者自立支援法を核として、障害者の相談支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

本プロジェクトは、障害者の自立支援の充実のため、地域における障害者保健福祉に関する工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2. 対象事業

(1) 指定テーマ分

平成21年度においては、障害者の相談支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するため、次のテーマに関する事業実施の提案について、優先的に採択を行うものとする。

- 今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
- 障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
- 障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業
- 就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
- 障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
- 障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
- 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
- 適切な福祉用具（支援機器）の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業
- 障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
- 地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業

(2) 一般分（その他事業）

(1)に掲げる指定テーマ分以外に、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組等と認められるものについて、予算の範囲内で採択を行うものとする。

3. 検討会の設置

有識者による障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

なお、障害保健福祉施策の推進のために特に緊要度の高い事業であって、厚生労働大臣が特に必要と認めた事業については、直ちに採択することができるものとする。

(別添2)

「障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト」について

1. 事業の趣旨

障害者の自立を支援するためには、マーケットが小さい等の理由で開発が進んでいない支援機器や技術に関する研究開発が必要不可欠である。

このことから、本プロジェクトは、開発を行う企業、公的研究機関及び障害者等が連携し、実証実験等を通じて障害者等が実際に使いやすい機器等を開発することを目的とする事業に対して所要の助成を行い、もって、障害者の自立支援の促進に資することを目的とする。

2. 対象事業

次のテーマに関する事業実施の提案について、採択を行うものとする。

- 障害者が自立して住みやすい住環境モデルの構築
- 聴覚障害者の日常生活支援機器
- 視覚障害者の日常生活支援機器
- 安全に配慮された電動車いす
- 重度運動機能障害者の意思伝達を支援するBMI技術の開発
- 障害者スポーツ用機器の開発

3. 事業の実施体制

国内の試験研究機関等に所属する研究者及び厚生労働大臣が適当と認めた者

4. 評価検討会の設置

有識者による障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト評価検討会において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

なお、障害保健福祉施策の推進のために特に緊要度の高い事業であって、厚生労働大臣が特に必要と認めた事業については、直ちに採択することができるものとする。

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト協議要項

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を推進し、障害者の自立を支援するためには、地域における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

このことから、本プロジェクトは、そのような地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に対して所要の助成を行うこととしているので、各地域において策定した障害福祉計画の推進を図る観点等も踏まえ、以下の事項に留意の上、本プロジェクトの積極的な提案を求める。

1 目的

本プロジェクトは、障害者の自立支援の充実のため、地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

- ・都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ・厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3 対象事業

(1) 指定テーマ分

平成21年度においては、特に次のテーマに関する事業実施の提案について、優先的に採択を行う。（各テーマの提案に係る詳細は別に提示する個表を参照すること。）

| テーマ番号 | テーマ名称 |
|-------|--|
| 1 | 今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業 |
| 2 | 障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業 |
| 3 | 障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業 |
| 4 | 就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業 |
| 5 | 障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業 |
| 6 | 障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業 |
| 7 | 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業 |
| 8 | 適切な福祉用具（支援機器）の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業 |
| 9 | 障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業 |
| 10 | 地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業 |